

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案 新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）                      第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七の二（略）</p> <p>七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第 号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>七の三 六十二（略）</p>	<p>（所掌事務）                      第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七の三 六十二（略）</p>